

平成23年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成23年6月7日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時50分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石浩之
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	鈴木重男
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 平成22年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第4号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第6号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第8号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について（市長提出）
- 日程 第11 議案第9号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について（市長提出）
- 日程 第12 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第2号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成23年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） 最初に大谷市長よりごあいさつがありますので、よろしく願いいたします。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） ごあいさつを申し上げます。

平成23年第4回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。議員各位におかれましては、ご多用、ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、東日本大震災の発生から間もなく3カ月を迎えようとしておりますが、犠牲者は日を追うごとに増加を続け、5日現在で死者1万5,365人、行方不明者も捜査が難航しております。8,206人が残されております。いまだ避難所に身を寄せる被災者は9万8,505人に上っております。また、福島第一原発の事故は、チェルノブイリ原発事故級とされる最悪評価のレベル7となり、依然として高い放射線量が復旧作業を拒み続け、原子炉の損傷、汚染水の処理など、終息のめどすら立たない状況にあります。

このような中、2日の衆議院本会議では、内閣不信任案の採決が行われました。否決されたことで政治空白は避けられましたが、今も政治の混迷は深まるばかりであります。未曾有の大震災の復興に向けて、国を挙げて取り組むべき時期の政争は被災地住民のみならず、国民の意識と大きく乖離をしており、今後の国政に厳しい目が向けられているところでもあります。

本市におきましては、一丸となって震災から復旧に全力で取り組んできたところではございますが、被災住宅調査やライフラインの仮復旧、公共施設の応急手当、被災支援制度の整備、仮設住宅入居など、初期対応にひとまずの区切りをつけ、6月1日、2カ月おくれの職員人事異動を発令したところでもあります。

この新体制の最大の特徴は、危機管理体制を充実されたところにあります。今回の震災により、安心、安全に対する考え方は大きく変わりました。中でも原子力神話の崩壊は日本のエネルギー政策の再構築を突きつけたばかりか、地方行政も含めた国民全体の原子力災害対策の必

要性の喫緊の課題として認識をさせたところであります。

福島第一原発では、110キロ余りも離れている本市においてさえ、農産物の出荷制限、風評被害、健康不安、放射能調査など多くの影響を受けております。まして、茨城県東海村の日本原子力発電株式会社東海発電所から本市までは30キロ余りであります。このため、罹災証明、被災者台帳管理システムの構築に多大なご支援をいただきました京都大学防災研究所の畑山准教授からアドバイスを受け、原子力災害をも盛り込んだ危機管理マニュアルを作成するとともに、地域防災計画を抜本的に見直すことといたしました。これらの中心となる新たな部署を創設をし、被災者対策を積極的に推進をするなど、大震災の復旧に最大限に配慮した体制を整備したところであります。

議員各位におかれましても、震災後の混乱時に各地域に出向いて相談、支援活動をされたばかりか、二度にわたる補正予算のご決定、あるいは県知事への要望活動など、さまざまな面で復旧への支援、ご協力を賜りましたことを改めてお礼を申し上げますとともに、今後とも安心、安全のまちづくりにご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今次定例会に提案を申し上げます案件は、報告案3件、補正予算案3件、一部条例改正案3件、人事案件1件、議決案件2件、計12件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月31日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いをいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

3番 渋井 由放議員

4番 渡辺 健寿議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、先に送付しましたとおり、本日から6月14日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 平成22年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について

○議長（滝田志孝） 日程第3 報告第1号 平成22年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成23年第2回那須烏山市議会3月定例会及び第3回4月臨時会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

主な内容の説明を申し上げます。まず、全25の繰越明許費繰越事業のうち、国の補正予算に伴う緊急経済対策事業でありますLED防犯灯設置事業等13事業につきましては、前倒しで実施をいたしました。年度内完了が困難でございましたので繰り越しをしたものであります。なお、緊急経済対策事業に伴う13事業の繰越額は1億4,475万9,000円であります。

次に、緊急経済対策事業以外の12事業でございます。地籍調査事業、繰越額740万円及び長者ヶ平官衙遺跡保存事業、繰越額359万1,000円につきましては、同一業者に業務委託をいたしておりましたが、ことし1月13日付、裁判所に自己破産の申し立てがあったために、年度内完了が困難になり繰り越しをしたものであります。

道路整備事業5事業、繰越額1億6,530万1,000円及び辺地道路整備事業、繰越額2,872万2,000円につきましては、計画策定及び関係機関等との協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったために繰り越しをしたものでございます。

烏山運動場施設整備事業、繰越額210万円につきましては、河川管理事務所との協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったため繰り越しをしたものでございます。

災害復旧費3事業、繰越額2,393万9,000円につきましては、東日本大震災に伴う文教及びその他の公共施設の災害復旧事業費を3月17日付で専決処分をいたしました。年度内完了が困難なために繰り越しをしたものでございます。

以上のとおり、ご報告を申し上げます。慎重審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があれば、これを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今の市長の報告、提案理由の説明で大体わかったんですが、1件だけ、破産により事業が執行できなくなった件があって、その分を繰り越したというお話があったんですが、もう一度その事業内容と、その後、その事業についてはどのように処理するのか説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の件につきましてご説明させていただきます。

地籍調査事業なんです。測量業務を委託している業者が破産をしてしまいました。そのために再度測量、設計を委託するために時間がかかったため繰り越しということでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 同じく教育費の社会教育費長者ヶ平官衙遺跡保存事業で、測量業務を地籍調査と同一業者に委託していたところでございますが、1月に破産したということで年度内完了が難しいということで繰り越しをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 半分は理解できたんですが、その繰り越したのものについては別な業者に委託をして完了するという考え方でいいのかどうか。もう一度確認をしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 長者ヶ平官衙遺跡につきましては、その後、入札を執行いた

しまして、現在、調査中でございますが、一応測量するところが水田周辺なものですから、完成は10月以降という予定になっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから地籍調査事業の件についてご説明します。設計、測量、入札しまして、新しい業者に委託をしております。現在、その作業を進めております。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 平成22年度から平成23年度に繰り越した事業名とか繰越の理由につきましては、もう既に説明を受けておりますからわかっておりますが、この表を見ますと全部で25事業で3億7,500万円ほどなんですね。それで、いまだに完成しない事業というのはどのぐらいあるんでしょうか。この1点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 一番上、LEDの防犯灯の設置事業でございます。これは今回の災害対応の関係で、まだ着手できておりません。一括、今受付が終わりましたので、早急に対応したいと考えております。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 2番目の民生費の多機能型福祉施設整備事業につきましては、3月中に入札を執行するわけでしたが、震災のために設計業務の入札が5月にずれこんでおりまして、業者が決定して、今、設計業務に着手した段階でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 商工観光課関係でございますが、商品券発行支援事業につきましては、7月2日に発行する予定でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 都市建設課の事業なんですが、道路整備につきましては6路線あります。この中で、下から2番目の辺地道路整備事業、田野倉曲畑線なんですが、この事業は4月に完了しております。あとの5つの路線については、現在、事業を進めております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 教育費についてでございますが、8件ですね、小学校、中学校関係の事業でございますが、現在、まだ未着手のもの。それから、一部購入等を実施しているものとございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 社会教育関係では、先ほど申し上げましたように長者ヶ平につきましては、まだ現在執行中でございます。

図書館の運営費、烏山図書館、南那須図書館運営費につきましても、やはり図書の購入ということがございますので、現在、執行中でございます。

また、屋内運動場施設整備、こちらは野上運動体育館の駐車場整備ということで、現場は完了いたしました。

次に、烏山野球場の施設整備でございますが、こちらは河川区域内の工事になりますので、6月から10月工事ができないということで、まだ未着手でございます。

また、災害復旧の烏山図書館災害復旧事業につきましては、現場は完了いたしました。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） 幼稚園の災害復旧事業でございますが、これは既に終了しております。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 済みません、1点が漏れまして、説明不足で申しわけありません。

商工費のサンライズ国見の実施設計業務委託及び改修事業でございますが、この実施設計業務につきましては完了しておりますが、改修事業につきましては、今回の震災でわらび荘等も被害を受けまして、わらび荘の業務を廃止する予定でございます。そういったことから、非常に国見の利用者も非常に減っているという状況でございます。これらの維持管理及び利用料等をかながみますと、今後ちょっと維持するには問題があるということで、今回、この改修事業を凍結する考えでおります。

山あげ会館の復旧事業につきましては、これは応急工事ということで4月1日から4月30日までということで事業が完了しております。ただし、引き続き復旧工事ということで、これは4月の臨時議会に上程しまして議決いただいた事業でございますが、これにつきましては明許ではないんですが、5月1日から7月20日までということで、現在復旧工事を実施しております。山あげ祭には終わるように今、急いで実施しているところでございます。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） この繰越明許費の中で国、県の支出金まだ未収になっているんですが、いつごろ入る予定なのか。既に入ったのがあるのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 緊急経済対策にかかる事業、13事業につきましては、平成22年度中に5,065万9,000円の国庫支出金の事業執行が終了しております。残り繰越分につきましては、6,401万3,000円ということでございますので、今後事業完了報告とともに、国のほうから交付されるというふうに考えております。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 残りの金額、緊急経済対策の問題はもう収入済みだということですか。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 平成22年度分につきましては、事業が完了したのものについては収入済みということでございます。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 平成22年度分はもう既に事業が終わったものに対してはもらった。そういう解釈でいいわけですか。そうすると、平成23年度分は繰り越ししなくてもいいんじゃないか。それはまだ六千何百万円しかもらっていないんでしょう。1億一千何百万円あるわけでしょう、未収が。

ここに載っている金額は未収の分で1億1,700万円残っているわけでしょう。まだ、六千何百万円しかもらえない。それは平成23年度の予算の中に入っているんだから、国、県の予算で繰越明許費にならないんじゃないか。繰越明許費というのは、平成22年度にやったやつ繰越明許費でしょう、そうじゃないの。そういうふうな理解をしてはまずいのか。その辺のことをちょっと。去年の予算の中の執行しない分。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 今回の緊急経済対策につきましては、平成22年度の予算ということで国のほうで予算計上されておりますが、そのうち、平成22年度中に執行が終わりました交付金事業につきましては5,000万円ほどでございますので、残り国の支出金6,400万円につきましては、この事業が平成23年度に繰り越されておりますので、平成23年度に事業執行完了後交付されるということになります。

○議長（滝田志孝） 休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので、ご了解願います。

日程第4 報告第2号及び日程第5 報告第3号の専決処分の報告についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

◎日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（滝田志孝） よって、報告第2号及び報告第3号について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第2号、報告第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。専決処分のご報告であります。

報告第2号の専決処分の内容でございますが、平成23年2月6日午前11時ごろ、那須烏山市初音1-28番地先の市道を走行中の自転車が、当該市道舗装面の一部亀裂に前後輪が挟まったことによりまして、個人所有物である当該自転車の車輪に損害を与えたものであります。なお、損害賠償額は、自転車の前後輪の修理費用でございますが、総額13万9,720円あります。

報告第3号の専決処分の内容であります。平成23年3月17日午前11時15分ごろ、

那須烏山市中央1丁目1番1号付近烏山消防署南側駐車場内において、市職員が運転をする市所有の公用車がバックしようとした際、同駐車場において既に停止中であった相手方車両右側後部側面に誤って接触をし、損害を与えたものであります。なお、損害賠償額は車両の修理費用でございまして、総額10万4,287円であります。

いずれも損害賠償額を支払うということで和解が成立をいたしましたので、ご報告をするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は、報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいまの専決第4号、第5号にわたって2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず、専決第4号の部分なんです。市道の舗装面に生じていた一部亀裂に自転車の前輪と後輪のタイヤがはまったという説明でございました。これはどのくらい高い自転車かわからないんですが、13万9,000円もかかったのか。これはタイヤ代だけなのか。それとも、これで挟まったことにより、けがをなされて、そういう治療費も含めての金額なのか。その辺のご説明をもう少しお願いしたいと思えます。

それから、専決第5号についてですが、これも以前、議会において先輩議員が職員の事故が多過ぎる、もっと緊張感を持ってやられたらどうか。できれば、きょうからでもあしたからでも、交通事故ゼロというようなものを目指してやったらどうだというような意見に対しまして、たしか副市長だったかと思うんですが、これはすぐにそういうことで取り組むということでございました。

そういう交通事故、無事故きょうは何日目というような対策を含めて、どのような指導をされたのか。その辺についてもお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今まず、専決第4号でありますけれども、この自転車はロードバイクで海外製のものでございまして、新車で購入した場合、組み立てを含めますと95万円ほどかかるというふうなものでございまして、今般、前後輪ともそのホイールの部分が挟まってしましまして損傷を受けたということで、ホイールなものですから、バランスが必要だということで、修理はきかないということで前後輪とも交換という形になります。それにパンクいたしましたので、チューブ、これは安いものでありますけれども、そんな関係でこの修理に20万円ほどかかっています。

ただ、やはり自転車側にも注意義務というものがございまして、保険のほうでの査定の結果、本人3割、市の管理責任が7割、3対7というような形でこの13万9,720円ということで和解したところでございます。なお、本人には、けがとかそういうことはございませんでした。以上、報告します。

それから、職員の交通事故の関係につきましては、毎回今後ないようにということで申し上げているところ、このように報告しなければならないということは大変申しわけないことだと思っております。改めておわびを申し上げたいと思っております。

これらの今後の指導とかということでありますが、これらを深く受けとめまして、烏山警察署のほうに交通安全推進事業所、これらを指定を受けました。今までも烏山庁舎、南那須庁舎でも交通安全教室というものを開いていたんですが、今後、両庁舎でまめに年に1回とかそういうのではなくて、そういうことで計画をしていたところなんですが、これらも災害の関係で今年度指定を受けたわけでありまして、そういうことで徹底的に交通安全教育をしようという矢先の災害だったものですから、まだ、教室を開けていないというのが現実でございまして、早急に開催できるように努力したいと思っております。

それから、これらの事故の共有化といいますか、職員でもこの事故がどういうところでどういうふうな場面でどういう原因であったかというのが知らないままということもありますので、今後これらの事故につきましては、ケースを職員にも周知しながら注意喚起をしていきたいと考えておりますし、また、早急に事故の処罰規定といいますか、基準といいますか、市長のほうからも早急に制定見直ししろというような指示を受けていますので、これらについても早急に対応したいと考えておまして、今後このような事故が起きないように教育をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 専決第4号については、ロードバイクは九十何万円もするんですね。全然私はわからないものだから、タイヤの交換だけではせいぜい何千円単位で済むのではないかなというふうに思ったものですから、これは了解いたしました。

それから、専決第5号についてなんですが、烏山警察署で毎月、年間の事故の統計が烏山警察署に行くとき書いてありますよね、件数が。それを那須烏山の市民で事故の発生率を割ると、職員の皆さんたちの人数で役場のこういう、昨年もありましたけれども、事故件数を割ると、職員のほうの事故発生率のほうははるかに多いと思います。これは正式にデータをとったわけではないですから、あまりいいかげんなことは言えないですが、たしか多いのではないかなというふうに思っております。

なおかつ、以前から事故には十分注意されるように、また副市長の以前の答弁にあっては、

あしたからでも事故ゼロ、無事故の日にち何日というようなことで取り組んでまいりたいというような答弁がございました。そのことについて副市長、これは今までやっておられるのか。それとも、今までやっていなかったけれども、これからはさらに目標に向かってやろうとしているのか。その辺のお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 事故発生率はまだ調査していません。先ほど総務課長が答弁したように、今までの事故の原因とか率とかそういうものはこれから統計をとって、どこにどういう問題があるのか。これは詳細にこれから検証してまいりたいと思います。

それから、事故発生について、この前の議会のときにそういう指摘がございましたので、これは全課長にそれを指示して、そういう喚起をするように。また、機会あるごとに交通事故を起こさないように、そういうことを職員に指示をしろということはしてございます。しかし、そういっても、こういった事故が発生しているわけでございます。

したがって、これは、今回提案しているような事件は、とまっている車にバックして傷をつけているわけですから、これは本当にミスなんですね。注意力が足りない。散漫だ。これは何としても、そういう職員にはそういうことを指示しなければならない。

もし、これから飲酒運転に伴う交通事故等の罰則規定等は設置しておりますが、飲酒運転以外の交通事故については明快な基準がないわけでございますので、そういったものについても、今後、本人の自己責任に対する、損害を与えた本人の負担等、そういったことも含めてこれから検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、これは今までの事故をずっと検証は正式にしておりますが、それぞれの事故報告を見ますと、これはあくまで職員の注意力が散漫であるというのが原因であると思いますので、これは厳重にそういった運転する前には安全に伴う、それから試運転、車両等の点検等も含めて注意して運転するように、これは改めてまた指示をしてまいりたいと思いますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 副市長もこの件に関してさらに重大に思っているということはわかるのでございますけれども、前回も同じような答弁をなされたと思います。ですから、一番大事なことは職員の皆さんが同じ目的を共有するということが1つあるのではないのかな。それには、この前先輩議員が言われたように、無事故、きょう1日、あした事故がなければ無事故2日目というようなことで、そういう目でわかるような共有させるあり方、それと、もちろん日ごろの訓示といいますか、そういうことも十分大事になってくるのかなというふうに思います。この前、ぜひ検討してやりたいということでございましたので、早速具体的にそういう

形で動いていただければなというふうに感じております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 事故ゼロ目標を達成して、やっている課もございますし、それは各課長にお任せしているということもあります。しかし、その全体、烏山庁舎、南那須庁舎全体的に無事故無違反とか、そういうものを目標達成してやるのか。各課ごとにやるのか。各課に今指示して、各課対応しているわけでございます。それらについて今後の、先ほど分析したようなことも含めて、全体でやるのか、各課目標を立てて今のやり方でやるのか。これは引き続き検討して実施してまいりたいと思います。

あわせて、先ほど申し上げましたように、同じ職員が事故を起こしているものについては、これは何日間とか何カ月かと公用車を運転させない。そういうことも改めて検討すべきだと思いますし、それから、私用車については事故を起こしていないのに、何で公用車で起こすんだと。そういうことがありますので、それは一部無責任であろうと思います。そういうものについては十分職員に厳重注意してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 報告第2号ですけれども、今回の東日本大震災に伴って、市が管理する道路の破損箇所個人所有のバイクがはまったということでの事故だということでございますが、5月31日に開かれました議会運営委員会でも私のほうで指摘しましたように、この東日本大震災絡みの亀裂箇所とか破損箇所とか、そういうのがかなりあるのではないかと。

それで、もちろんここは通行どめですよとかいうことで明確に通れないところははっきりしていますが、例えば、その荒川の大金に来るところの橋の段差などは、私が指摘する前は段差ありということはなかったんですが、今はああいうことで段差がありますよという危険を喚起するようなものが設置されておりますが、そういうことで総点検されたのではないかなというふうには思われるんですけれども、実際、そういうような危険箇所が点検によってどのぐらい見つかって、そういう危険を喚起するようなものを設置するような努力をされたのか。もし、そういうような対策を講じられたとすれば、どのようなことがされたのか説明をいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の平塚議員の質問にお答えします。今回の地震で道路の災害なんですけど、国庫災害が9カ所、市単独が81カ所、計90カ所、現在復旧が残っております。この箇所につきましては、5月25、26、27日と国庫につきましては災害査定を受け

ましたので、6月中には国庫の災害を発注する予定でございます。あと市単独の災害復旧なんですけど、81カ所を20本に分けて、これも6月中に工事を発注いたします。

あと、クラックとか通行どめ、こういう箇所につきましては、通行どめとか片側通行とか、あと場所によっては信号機をつけている箇所もあります。そういうことで安全対策を実施しております。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 農道、林道についてお答え申し上げます。林道等につきましては、3カ所で注意喚起のガードレール等について措置をしております。農道については2カ所で注意喚起の表示を行っております。

なお、農業用施設、農地の災害でございますが、本日6月7日、きょうの午後から農林水産省の災害査定が入ってきておりまして、きょう、あした、那須烏山市2日間で20カ所について災害査定を受ける予定で準備をしております。なお、被害の申請金額は約4,900万円でございます。さらに今月の下旬にあと1回、国の災害査定を受けることで準備をしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 明らかに直さなければならないというものについては、それなりにそういう被害箇所を明確にして復旧工事を国の補助をいただけるような申請をしながら、できないものについては市単独で修繕をしていくということだと思っております。私が言いたいのは、危険喚起をしていないのと、危険喚起をしていたのでは、もし、そういうような事故があったときの市の危険割合が全然違う形になるのかなど。いずれにしても、交通の安全対策上、非常に小さな問題であっても、そのままに放置しておきますと、こういうような事故の発生の原因になって、市のほうの管理責任が問われるということになりますので、こういうような問題が生じないように、市としては万全の対策をとっていただきたい。

こういうことで提起しているわけなので、今、出された箇所以外にはこういうことがあるのかどうか分かりませんが、県道関係につきましても、これは所管は県の土木だということにはなるかと思っております。それについても前に5月31日に私が指摘したのは、烏山高等学校の裏側の興野橋においていくところの段差、あれも相当地震発生時からどんどん下がっているというのが実態なんです。

そういうことも含めて、ぜひ安全については十分点検を怠りないように、そしてもしそういう危険箇所が発見できれば、それに対する危険喚起を明確にするような対策を講じていただきたい。こういうことでお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の件についてお答えいたします。カラーコーンとか危険注意とか、そういう看板を3月の末に買いまして、いろいろな箇所につけております。それと、クラックがあったり、陥没がある箇所につきましては、常温合材ですりつけ等をしております。今後も入梅時期になりますので、陥没とかクラックとか、十分注意しながら実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 専決の第4号議案の事故発生の日時、これは平成23年の2月6日ということで地震発生前でございます。たまたま2月6日というのは、私の誕生日でございますので、ということは、平時の道路管理を怠ったということで突っ込まれたのではないかなど。地震があるときに、やたら亀裂が入っているのを自分で突っ込んで文句を言う人はあまりいないのかなというふうに思います。

平時の道路管理が怠っていたということであれば、もちろん地震の後の対応も重要なんですが、その平時の道路管理、これを見直さなければいけないのかな。こういうふうに思うわけでございます。その辺をしっかりと対策を、この事故によって平時の道路管理の見回りをチェックできる体制をとったかどうか伺いたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 市道につきましては約400キロあります。その全部を見回りすることはなかなかできないんですが、市の職員、それから都市建設課の職員、それと作業班で見回りして、アスファルトの亀裂、陥没等については速やかに対処しております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） この初音というところは、あまり人が通らなかったというんですかね、亀裂があるのがわからなかったというのは。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから、この道路の亀裂ということについてご説明させていただきます。これは都市計画街路旭通り線というところに、清水川の上に旭橋という橋があります。その橋は当初6メートルでつくりました。その後、交通量がふえたので両側に歩道と車道の一部を2メートル60拡幅しました。そのための縦断のジョイント部分の亀裂です。長い間に、別々の橋なものですから、振動が違い揺れが違うということで、その目地が壊れてしまったということでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 何となくわかるような気がしますが、とりあえず職員の皆様も地元の市民の皆様もさまざまな角度で市道または農道、林道を注意していただいて、早急にこの事故が起きる前に直していただけるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 18番 樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 専決の第4号、この道路の問題、それともう一つはこの事故の問題。先ほど同僚議員が質問してどうなっているんだという話ではありますが、前に私は言った覚えがある。そうしたら、先ほどの答弁では各課に任せたと、事故ゼロは。各課でやっているところがあれば、やっていないところもある。これはもうそんな状態ではないだろう。毎回毎回、どうしてこういうことが起きるのかというと、これは上司からの命令が職務命令じゃないから、結局構わないんだと。こんなものは保険で払ってくれるんだから、おれらは別にいいんだと。そういう考えにならざるを得ない。

何回言ってもわからない。たかだか200人の人間に命令をしっかりと伝達することができないということは、職務命令であっても、もしかしたら無視する。そういう風潮があるのではないのか、職員に。もう少しこの問題はしっかりして、職員1人1人に厳重に注意をする。それだけでなく1日1日事故ゼロ運動をやると言ったら、今度は各課の課長の責任だと。そんな話の次元ですか。もうあきれてものが言えないという次元ですよ。

議会があるたびに、そして済みませんでした、申しわけございません。こんなあやまり方でいいのか。1回や2回ならそれはいい。しかし、これ、何回やっているんだ。こんなことで本当の組織としての動きがとれているのか。勝手なことをやらせておいて、そして何もしない。だったら罰則規定を決めて、停止、1週間とか、そういうものまで含めてやるという覚悟ができなければ、いつまでたってもこれは直らない。個人の判断に任せる。そんな悠長なことを言っていられない。

だから、そういうことも含めて罰則規定も含めてしっかり対応しなければ、いつまでたってもこの問題は解決しない。今までがそうなんだ。そういうのを放置して、頭を下げればいいと、こういう風潮が今、日本全国どこもそうなんだよ。国会もそうだ、企業もそうだ。そんな問題で昔は済まされなかったんですよ。だれかがそれだけの処分を受けた。頭を下げればいい。そんな話があるのか。

だから、私はここで怒るのは当然だと、私の考えは、ほかの人はどうか知らない。しかし、それを市がどういうふうにして実行するかしないか。それと、こういうものを何回もやったら、

市民は職員というのはどういうことなんだと。私たちが事故を起こせば自分の保険で払って、保険料は上がるんだよと。だから、事故を起こさないようにしているんだよと。気をつけているんだよ。市の職員は1銭も出さないから構わないんだ、市の経費で払うから。だから、いいんだと。

こういうふうに解釈されたのではもう最悪の事態だと。だから、もうこの問題に関しては罰則規定も含めて毎日毎日事故ゼロ運動というものを全課でやる。そのぐらいの覚悟を持ってやらなければだめだと私は思うのですが、市長あるいは副市長はどういうふうな考えでいるのか質問をいたします。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほどの答弁の中で、今、樋山議員にはそういうふうにとられたことだと思いますけれども、私の意図するところは各課長に職員を交通事故から防げと。これは強い指示をしているわけであります。そのやり方については、それぞれ職員を抱えているわけでありますから、ゼロ目標はこれは当然指示しているわけでありますから、そのやり方については各課長が考えてやれと、そういうことで指示したわけで、まる投げして任せて、そういう意味ではありませんのでひとつご理解を賜りたい。これは交通事故を起こさないように厳重に十分職員を指導しろということであります。

したがって、先ほど申しましたように、同じ職員が何度も事故を起こすような場合には、これは注意力が足りませんし、また、無責任でありますから、当然厳重注意ではなく、飲酒運転以外の交通事故についても市に損害を与えているわけでありますから、そういったものについての損害に対する本人の負担を請求する。こういうことも検討しなければならないということ为先ほど申し上げたところであります。

したがって、そういうことも検討いたしますし、また、そういうことを厳重注意もいたしますし、そういった同じ職員が何度も事故を起こするのは適性を欠く、また注意力散漫でありますから、そういった職員には数日間とか数カ月、公用車を運転させないとか。そういうことをしないと、本人は先ほど樋山議員がおっしゃったようなことになろうかと思っておりますので、これはそういうふうにやっていきたいと私もそういったことで、本当は樋山議員の言うとおりの、何回も指示しても交通事故を起こしているわけです。

市長を初め腹の煮えくり返っていることは事実だろうと思っております。これは何回も何回も議会にこういうことを提案して、議員から指摘され、またかいということ、そういう指摘されているということ。これからも十分職員も本人に反省させるような罰則規定も設けなければいけないのではないかと、そういうことも含めて今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今、副市長から答弁があったように、これはそれなりの対応をする。それは私も理解はできます。しかし、今まで何度も何度もやっている。そして、こういう対応をする。公用車の運転を1カ月禁止する。あるいは自己負担を幾らか負担する。こういうものをいつまでにやろうとしているのか。この事故は防げない。個人に任せたのではもう防げない。これがもう現実です。

ですから、この問題をどこかで終焉させるためには、よほど厳しい規制をかけて、そして職員が自覚するようにしなければ、これはだめだ。それで一たん1年でも2年でも事故が起きない。こういうふうな成果を見なければ意味がない。こういうふうに私は思うんです。

ですから、この問題に関しては副市長を初め市職員全員がやると言ったって、トップはやろうとしているんです。トップは管理者は何かしようとしているんです。しかし、下まで指令が届かない。意識が高揚してこないということは、そこに何かの問題があるんです。この問題を解決するのに私は罰則規定、本来ならそんなことしなくていいんです。一言気をつけろとトップが言えば、そうすれば各職員がすべてそれに注意を払って事故が起きないようにする。だってそうでしょう、交通安全と言って職員がみんな各つじつじに順番で立っているんでしょう。そこまでやったって、まだ事故を起こしている。まだまだ足りないということなんです、意識が。

ですから、この問題に関して私は非常に厳しく追及するのは、それをなくさなければ、市全体が交通安全に対して、先ほども言ったけれども、普通の事故よりもむしろ職員の事故のほうが多いんじゃないか。こんな市の職員であっていいのか。これはもう早急に小さいことでなくて、これを大きな問題としてとらえて本当に事故ゼロというものを1日1日積み重ねていかなければだめだと考えているんです。副市長としてはいつまでにその罰則規定なりそういう法的なものではないが、1つの規制をかけてこれを執行する気があるのか。この辺のところをお伺いするものです。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほど提案理由と総務課長がお話ししましたように、前回の事故において市長と私のほうからそういったことも含めて検討するということで、もう既に入っているわけでありますが、今回の震災を含めてその作業がおくれているということでございますので、それは早急につくっていききたい。これは総務課にもう指示してありますので、総務課で検討させて、早急にそういうこともここ数カ月とは申しませんが、それはやっていただきたい。

それは災害等があっても、そういった職員の事故は防げないわけでありますから、また、事実起きているわけでありますから、総務課で早急にその規定を設けさせていくということで改

めて指示していきたいと思います。ご理解賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） とにかく早くやるということでもありますから、今度の9月の議会前、ここまでにはもう既に実施をしている。すべての職員に通達をした。そして、それを守らせるということができれば、もうちょっと職員の意識も変わってくるのではないか。これは一事が万事だと。これはこの意識の問題というのは、道徳の問題も同じです。これだけじゃないんです。言たって守らない。何回言たってわからない。こういうのが必ず出てくるんです、組織ですから。300人もいればそのうちの1割や2割はそういう連中がいるわけです。その人たちのために市の評価が大きく変わってくるということも考えてもらわなくちゃならないというわけでもありますから、私はこの問題に関してはやるということでもありますから、これで矛を収めます。

もう一つお願いがあるのは、道路の問題に関しては、これは一番道路事情を知っているのは郵便を配達する人です。この人が市の道路をすべて掌握しているわけです。エリアは違いますが、1人の担当のエリアはありますが、この郵便を受け持ってくれる方に、市のほうとして何らかの形で委託ができれば、そうすればくまなく、市の職員がやってもなかなか難しい。ですから、この問題も早急に検討をして、郵便局のほうと話し合っ、そしてそれを負託できるようになれば、こういう問題で市のほうの道路管理者としての責任は現状をしっかり把握できている。だから、それにしても早く対応する。こういう対策がとれば事故は防げると私はそう考えるのでありますが、その負託に関してどのような考えをお持ちか。また、いつごろそういう話をして、そして実現可能か不可能か、こういうものがわかれば議会での報告をお願いしたい。9月の議会で報告をお願いしたいというのが私の2点目の要求であります。

以上であります。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 後段については都市建設課になろうかと思っておりますので、そちらから答弁させたいと思いますが、前段のほうですね、職員の交通事故につきましては、今、樋山議員がおっしゃったとおりでありますので、また、一番職員のそういったことがわかるのは、任せるということではないのでありますが、課長が知っているわけであります。

したがって、数度事故を起こす者、それから、仕事の普通の生活の中でもそういった職員は課長がわかるわけであります。したがって、そういった者については特に課長が注意をする。常日ごろそういうことが必要だろうと思います。

何回も何回も言ってもわからない職員は、これは課長が管理しなければなりません。したがって、課長は十分それは、毎日運転するときは事故を起こさない、気をつけて運転しろよと、

細かいかもしれませんが、そう言われなければそういった職員はわかりませんので、そういった職員には注意喚起を常に課長がさせるということをやっていきたいと思います。また、先ほどの罰則については早急に総務課で試案させたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 先ほどの樋山議員からの郵便局の方をお願いして市道の管理というお話なんです、市道は約400キロあります。都市建設課の職員だけでは見回りができませんので、大変よいアドバイスだと思います。今後、郵便局と相談して対応を考えたいと思います。

道路の管理につきましては、早期発見、早期補修が一番大切なものですから、これからもそういうアドバイスを尊重しながらいきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 林道についての管理関係についてご説明申し上げます。

林道は21路線ございまして、これにつきましては入り口と出口に林道の標識がございまして、そこに管理する課の電話番号が記載されてございますので、必ずご一報いただきたいということを表示してございますので、逐次私どものほうでパトロールをしてございます。

なお、平成21年、平成22年と、緊急雇用で林道全路線を清掃いたしましたので、今回の震災でも遅滞なくそういう危険箇所を把握することができたので、感謝を申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○18番（樋山隆四郎） すべて了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第2号及び報告第3号については、いずれも報告のとおりでありますので、ご了解願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第6 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦をすることになっております。本議案は、現在、人権擁護委員であります池澤 裕氏が、平成23年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き池澤 裕氏を推薦するものであります。

池澤 裕氏は、平成20年10月から1期3年にわたりまして、人権擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をされてまいりました。地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しており、人権擁護委員として適任者でございますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第4号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第7 議案第4号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業を取得することができるようになったことに伴い、条例で定めるべき事項を整備するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ただいま上程になりました市の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

提案理由のとおり、法律の一部改正に伴う本条例の改正でございまして、従来非常勤の職員には育児休業がとれないということになっておりましたが、子育て支援、これらの一環として国のほうの法律が改正になりまして、制度上、市の条例にもそのような規定を設けるというような改正でございます。

4ページ以降の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。細々とした改正でありますけれども、新旧対照表の1ページを見ていただきますと、この条例の第2条で育児休業することができない職員ということで、今まで第1号が非常勤職員、第2号が再任用職員、これらについては育児休業ができないというふうに定めてありましたが、今般、左の改正にありますように、3号という形で、改めてこの部分を加えるということでございます。

中段に解説として明記してございますが、今回の改正で非常勤職員でもある程度の該当する部分については取得できるということになります。これらについては週3日以上、常勤的に

勤務した職員が1年以上勤務する場合に、1年が限度なんですけれども育児休業ができるということでございます。

ただ、この期間も1年が原則なんです、その期間の中で既に取得しているものが引き続きの場合には1歳2カ月まで取れる。また、いろいろな事情があった場合、最高では1年6カ月になるまでの間の1年間取れるというようなことが主な改正の部分でございます。

あとはいろいろ書いてありますが、今言ったような中身の改正でございます。ただし、これはあくまでも制度上はこのような改正になってございますが、本市の臨時職員の採用につきましては、ご案内のとおり、保育園、幼稚園、学校職員関係で100名以上の職員を採用しているわけですが、毎年募集をかけまして4月1日で改めて採用している。基本的に継続ということはありませんので、ただ、何日か切れても、ある程度続けて継続する場合には該当がとれるというようなことにもなります。

ただ、先ほど言いましたように、毎年各課で採用試験といいますか面接なり、作文試験等で選考しておりまして、子育て中か妊娠中かというようなことなども面接の段階でよく確認をさせていただいて採用しておりますので、そういう制度上では取れるというような改正になっておりますが、現実的に該当はないというふうに感じているところでございます。国の法律の改正に伴って制度上改正するというごことご理解いただければと思っております。

簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この条例に該当する非常勤職員は部署ごとに何人いるのかということで質問を用意したんですが、現実的には該当がないということで、ちょっと子育て支援ということで、国を挙げてこういうような法改正を地方自治体にも進めている中で、残念ながら現実的に該当はないというような条例を審議しなくちゃならないんですけれども、これではちょっと子育て推進をする我が那須烏山市としては余りにもおかしいのではないかとこのように思うんですけれども、その辺、毎年非常勤職員を募集をしているので、1年以上という該当にならないということだと思えるんですけれども、同じ人が毎年の募集では採用されても、引き続いて仕事をするという場合には何とか、みなし条項か何かで適用されるような方法で、この子育てにやさしいまちづくりを推進することができないのかどうか。その辺の考え方について、市長はどのようにお考えなのか。市当局どなたでも結構ですが、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 原則4月で切っておりますので、考え方はそういうことなんです。ただ、先ほどもちょっと触れましたように、どうしても経験とか技術とかそういう関係で、引き続きお願いするという方もいらっしゃると思いますので、そういう方は該当はしてきます。ただ、今の段階での育児休業に該当するようなお子さんをお持ちの方はいらっしゃるということですので、現実的に申し込んでくる方も育児途中の場合には申し込んできていないというのが現実なんです。ある程度そういうのが終わってから、やっと子育てが終わった。じゃあ、幾らかの収入になるように勤めたいというのが今まで多かったような感じがします。

ただ、今、独身で採用されている方もいます。途中で結婚されて、可能性は十分ありますので、今後、全く無意味なものということではなくて、今後のこととしては可能性は十分あるだろうという認識は持っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 担当課長としてはそういうことだと思うんですが、ぜひ市長、子育てを推進して、少しでも少子高齢化に対する対策を進めようという、きめ細かな那須烏山市政でございますので、ぜひその辺、現実的に対応が図れるように、こういう条例を生かせるような方法で検討いただきたいと思うんですが、もう一度市長のほうからの確認をしたいと思いません。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 人口減少が大変顕著な本市にとりまして、子育て支援対策は大きな喫緊の課題であるし、まちおこしの本当の起爆剤の原点だろうと私は思っています。したがって、でき得る支援対策は今後も講じてまいります。その一環でこういう非常勤特別職につきましても、やはりこれからこの正職員につきましても、この行革の中で十分に適正数を減じてまいりますので、そういう中で非常勤特別職あるいは非常勤職員の活躍の場は私は広がるものと確信をいたしておりますから、そういう中の一条例の改正でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思いません。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 例えば公立保育所の保育士などでも独身の方はいらっしゃると思うんですが、なるべく、これは行政のコストカットという立場から、そのような正職員ではなくて非常勤対応で病院などもそうでしょうが、対応するような率が高いわけですね。そういう中で、毎年募集して採用するんだからというような機械的な考え方だけではなくて、やはり子育てを支援、推進するという立場から、毎年採用しても同じ人間が次の年も同様な仕事に採用される場合には、これが実効的に該当になるような方法で検討を進めていただきたいというふ

うに思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど総務課長もお答えをいたしましたように、これについては拡大拡充を図っていきたいと思いますので、そのようなところは大変同感でございますので、今後推進方進めてまいりたいと思います。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） ただいま上程中のこの非常勤職員の関係であります、今、17番議員の意見に私も大賛成なものですから、ちょっと総務課長の説明の中で、4月に採用して1年こっきりの契約でやっていますから、その時点では妊娠しているか、あるいは結婚するかは判断がつくからという部分の説明がありましたが、逆を返すと、いわゆるそういう職員は採用しないんだというふうにも受け取めざるを得ないと、私はそう思うんです。

でありますから、そういうことで、引き続き素人よりも1年でも2年でも経験者を雇ってやってもらったほうが私は効率的だろうと思っております。新しい人を1年切りで採用して、最初からまた仕込んでやると1人前になったときに終わりだと。結婚する、あるいは妊娠がわかったからその人は遠慮してもらいたいとは言わなくても、募集で落とされれば同じことだと私は言っていることだと思います。そういう事例はなかったのかあったのか。今までの臨時職員の採用について、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今まで各課でそれぞれ面接とか採用試験をやっているんですが、そういう報告は受けておりませんし、そういうことが理由で不採用になったということはないと私は思っています。

なお、先ほど私が申し上げたのは、どうしても小さいお子さんの場合には子育てを中心にされて、それが落ち着いたから応募してくるという方が一般的なので、そういう方は少ないだろうという考え方で申し上げたつもりでありますし、また、この育児休業をもし万が一取れたとしても無給になります。果たしてそれでいいのかどうかというような部分もございますので、これらは応募される方の判断もあるんだろうと思いますし、この辺は今後とも、先ほど市長が答弁しましたように、広くそういう子育て支援のことからも、採用のほうは気をつけていきたいと思うんですが、どうしてもあとは本人の意向という部分もございますので、慎重に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 13番小森幸雄議員。

○13番（小森幸雄） 採用についてはそういう事例はなかったということで、私もよかつたなと思っております。いずれにしろ、そういう雇用、続けて同じ職場で働ける環境が整いつつありますので、この案件については了解をいたします。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第5号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成23年地方税法の一部改正により、東日本大震災にかかる個人住民税の雑損控除額等の特例、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の条例及び固定資産税の特例の適用を

受けようとする者がすべき申告等についての特例措置が講じられたことに伴いまして、市税条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） それでは、説明申し上げたいと思います。

今回の税条例の改正につきましては、東日本大震災の被災者にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律が4月27日に制定、施行されましたことに伴いまして、地方税の一部改正がなされました。それに伴う市税条例の改正でございます。

改正につきましては、東日本大震災におけます被災者にかかるものの特例を規定するものでありますことから、市税条例の附則を追加いたしまして規定するものであります。その内容から、改正条文で説明を申し上げたいと思いますので、改正条文をお開きいただきたいと思います。

附則第22条は、雑損控除の特例を定め、平成22年分の所得の雑損控除として再度申告することができることを規定したものでございます。さらに、地方税法の規定に基づき、今回の震災に限り、雑損控除を繰り越すことができる期間が通常の3年から5年に延長されました。雑損控除の適用を受けようとする市民の皆様におきましては、申告の手続が必要になります。所得税の確定申告をした方は、更正の請求の手続を、また、確定申告をしていない方、さらには年末調整で所得税の確定をし、確定申告の不要な方は確定申告の手続が必要となります。

市といたしましては、6月23日木曜日でございますが、烏山公民館におきまして、市内の被災した皆さんに対し、雑損控除の内容や手続について説明をする機会を設けましたので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

更正の請求、確定申告などの申告相談につきましては、被災された市民の方々が損害の金額を確定するまでの期間を考慮し、氏家税務署と市とが共催となりまして、市の施設でできる申告相談日を11月ごろ計画しております。税務署では電話予約より常時受付をしております。市としましては、市民の方々へはお知らせ版において周知申し上げたいと思っております。

続きまして、附則第23条は、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定め、震災による住宅が損壊となった場合、控除対象期限まで引き続き税額控除を適用するための改正でございます。

平成23年度の市民税はことしの確定申告に基づき、住宅借入金等特別税額控除がなされ税額控除が確定しております。平成24年度の市民税につきましては、平成23年分の所得の年末調整や確定申告時において住宅借入金等特別税額控除の手続が必要となります。

続きまして、附則第24条につきましては、固定資産税の課税標準の軽減の特例を受けるための申告期限及び申告内容を定めたものでございます。市では、新築家屋の調査時に、一般の住宅用としての減免申請を受け付けておりますが、今回の震災で被災された方に対しては、この規定に基づく手続の漏れのないように事務処理を進めていることをお知らせ申し上げたいと思います。

以上のように、東日本大震災で被災されました方々の市税の課税の特例について、市条例の附則として3条を追加するものでございます。施行期日は交付の日からとしますが、附則第23条の住宅借入金等特別税額控除に関する規定は、既に平成23年度の市民税において申告により税額控除が完了していますことから、平成24年度の市民税の課税基準日となっております平成24年1月1日とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） やはり東日本大震災にかかる雑損所得控除等の特例と住宅借入金特別税額控除の適用期限の特例、さらには固定資産税の特例ということでございますが、これは説明会に行けばわかるんでしょうけれども、被災者の方が今回、2,200人ぐらいいるのかな、その中でいわゆる罹災証明というんですかね、そういうものを申請をして罹災証明をもらった方は、これらの該当になるという考え方でいいのかなどうか。

その辺、後でお知らせ版等でそういう内容は知らせてくれると思うんですが、その辺、今回の6月5日までの被害の相談申告に行かなかった方もまだいらっしゃるかもしれませんので、そういう方の、先ほど手続の漏れのないようにということがありましたので、その辺も前の説明では、被害箇所を写真で撮って、そして工事を完了した後の領収書等でその見舞金がもらえるというようなお話があったんですが、今度の税関係のさまざまな特例については、やはりきちんと罹災証明がないと適用にならないのかなというふうに思うので、その辺、ちょっともう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） それでは、雑損控除につきましては、まず、罹災した場合の財産の損失と、もう一つはその財産を回復するための修繕費、それが所得控除として計上することができます。

もう一つ、これは一般生活の住宅ですが、事業所、事業を営まれている方、農業の場合ですと農家の機械等がありますが、事業用の財産の損失につきましては、事業収入の経費として

算定することができます。今の罹災証明関係の半壊以上の税額の減免措置とは別枠の所得申告によります所得金額の軽減をする機会を設けることが雑損控除という規定でございます。ですから、今、被害を受けた各家庭におきましては、まだ修理ができないという方がたくさんいらっしゃると思いますので、今、すぐ受け付けするというのは皆さんにサービスがマイナスになりますから、秋以降に大体落ち着いたあたりにその窓口を設けたいという計画を今ご説明申し上げたところでございます。

続きまして、住宅借入金の税額控除につきましては、現在、建っている建物が壊れまして、もう建物がなくなってしまったのに、まだ控除を受けられないかというものに対して、引き続き控除はできますよという、ただし、そのときは申告をお願いしますという規定でございます。

3点目の固定資産税の特例につきましては、やはり建物がなくなった土地につきまして小規模住宅用地の軽減税率を指定しておりますが、それにつきましても、申請に基づきまして引き続き建物がなくなった土地であっても軽減税率を適用します。これは10年間でございますが軽減しますという規定でございますので、その手続をしてくださいという規定になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 私が言っているのは、いわゆる5月23日から6月5日までに保健福祉センターで市の災害支援制度の一斉受付をやりましたよね。そのときに、受け付けした方に罹災証明を出しているのかなというふうに思ったので、そういう方を対象に今回はいろいろ税の減免の対象者として取り扱うのかなと。簡単に言えば、受け付けしなくてもこの税条例は適用になるという考え方なのか。その辺がちょっと今の説明ではわかりませんでしたので、この一斉受付に漏れた方が手続上、漏れないように救えるようにしていただきたいという思いで質問しているのです、その点確認をしておきたいということです。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） お間違えのないようにお願いします。今、受け付けしておりますのは平成23年度の市の税金、固定資産税、市県民税の減免の申請を受け付けしております。この制度につきましては、それとまた離れたものとしてお考えいただきたいと思ひますが、これは申告制度により、雑損控除を受けることができますよという制度は、今回、本来ならば平成23年に震災が起きたので、平成23年の所得として平成24年の2月16日からの申告時期に受け付けすることが普通なんです、今回の震災におきましては、平成22年中に起きたとみなしまして、平成22年からの所得に対して所得控除ができますよという規定でございます。

ですから、申告受付は終わっているんですが、再度申告をしていただければ平成22年の所得を控除する金額として雑損控除ができますという制度を設けてありますので、今の平成23年度の市県民税の税額控除とは違う状態でございます。

罹災証明につきましては、基本的には持ってきていただきたいんですが、内容がわかる書類、領収書とか記載のものがわかれば、税務署としては100%は求めませんが、あったほうが税務署としては理解しやすい状態になっております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第6号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第6号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の交付に基づき、東日本大震災の被災者に対する災害弔慰金の支給等に関する法律等の特例措置が講じられたのに伴い、本市災害援護資金の貸付について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、何とぞ慎重にご審議を賜りまして可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） ただいま上程となりました議案第6号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について説明申し上げます。

東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対応するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令が、平成23年5月2日に交付、施行され、これらに基づいて東日本大震災の被災者について災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の特例措置が講じられたことに伴い、条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。1ページをお開きいただきたいと思ます。1ページの第3条、第7条、第12条及び第15条の一部改正につきましては、特例措置を講じるための条例改正にあたり、この条例を見直しましたところ、国が示している条例準則との差異や語句の訂正が生じたための改正であります。

詳細につきましては、次の新旧対照表に第3条、第7条、第12条、第15条がそれぞれ下線で示しているとおりでございますので、ごらんいただきたいと思ます。特例措置につきましては、附則に第3項という1項を加えるものでございまして、これは本条を読みかえるものでございます。

さらに1ページめくっていただきますと、通常載せておりません読みかえ表を載せましたのでごらんいただきたいと思ます。附則の関係でこの読みかえ表で読みかえられるところは、条例第13条第2項の読みかえ規定による償還期間が通常10年、そのうち据え置き期間3年、特別な事情がある場合は5年としていますが、東日本大震災の被災者につきましては、償還期限を13年、そのうち据え置き期間6年、特別な事情がある場合8年のそれぞれ3年延長した特例措置を講じるものでございます。

条例第14条の読みかえ規定による据え置き期間経過後の利率は通常年3%としていますが、東日本大震災の被災者につきましては、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1.5%とする利率の特例を講じるものでございます。

条例第15条第3項の読みかえ規定は、東日本大震災の被災者貸付について償還免除及び保証人に関する特例措置を講じるものでございます。

なお、条例の施行は交付の日とし、平成23年3月11日から適用するものとなります。

以上、議案第6号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正につきまして説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今の説明で内容についてはわかったんですが、この貸付業務とか相談業務、これはいつごろから開始して、どのような方法で周知徹底をされるのか、ご説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 受付業務は既に災害の支援の受付と一緒に始まっておりまして、現在までに相談件数が4件ございました。

周知につきましては、災害支援制度と一緒に周知しておりまして、災害支援の受付のときも必要な方に、そういう相談があった場合は健康福祉課のほうに回ってもらってその説明をさせていただいてございます。今後もそのような形で進めたいと考えておりまして、通常申請の期限が災害の翌月から3カ月となっていて、通常ですと6月いっぱい締め切りになるんですが、この場合は平成30年まで申し込みができるという制度になっています。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

3番洪井由放議員。

○3番（洪井由放） よく理解ができないというか、何となくわかるんですが、まず、例えば全壊の場合には、国からおうちを建て直すと300万円ぐらいが出ましたですね。それとは別に市のお金が出ますよという、それがプラスになるということになるわけでございますね。違いますか。いやいや、もちろん300万円もらえる、そのほかに借りられると、両方を使えるということではよろしいかなと思うんですが、これの使い道は特別限定をするものではないということで、例えばおうちの頭金にするんだよと。こんなような場合などはそれでよろしいんでしょうかというところをちょっとまずお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 災害援護資金の用途につきましては、特別決まりはございません。ただ、5月31日の全員協議会で一部改正の説明をさせていただいたときに、参考資料として災害援護資金貸付のご案内というチラシみたいなものをお配りさせていただきましたが、その中にありますように所得制限がございまして、全員の方が借りられるわけではないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） よくわかりました。それでは、住宅が半壊した場合に、それを取りつぶして新しく建てるというふうになった場合は、みなし全壊というような規定があるかと思うんですが、これも国の制度と同じようにみなし全壊というような扱いで全壊扱いになるのかどうか。その国の制度と全く別だから、半壊だと出したものは半壊なんですよと。こういうことになるのかお聞きいたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） この災害援護資金につきましても、制度的には国の制度でございまして、それが市の条例で貸し付けするというようなことをご理解いただきたいと思います。世帯主が負傷していない場合の半壊の場合の通常の貸付限度額が170万円でございますが、それを取り壊してする場合は250万円まで貸付限度額が引き上がるということでございます。

○議長（滝田志孝） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 了解いたしました。これはいろいろな広報活動をやられると思うんですけども、なかなか難しい点があるかというふうに思いますので、やさしくわかりやすい広報活動を要望して、以上で終わります。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） できるだけわかりやすく周知はして、広報活動に努めたいと考えています。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時02分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第10 議案第8号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第11 議案第9号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第8号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第11 議案第9号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（滝田志孝） よって、議案第8号及び議案第9号について一括して議題といたしま

す。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第8号及び第9号につきましては、平成23年10月1日から上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する編入合併が行われることに伴いまして、栃木県市町村総合事務組合及び栃木県後期高齢者医療広域連合の規約をそれぞれ変更するものでございまして、関連いたしておりますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号は、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により提案をするものであります。

議案第9号は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により提案をするものでございます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第12 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第14 議案第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、議案第1号から議案第3号までの3議案について一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第12 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について

◎日程第13 議案第2号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第14 議案第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（滝田志孝） よって、議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明を申し上げます。主に東日本大震災にかかる災害支援や復旧事業等緊急に対処しなければならないために、一般会計予算、簡易水道事業特別会計予算、水道事業会計予算に所要額を増額補正したものでございます。

まず、第1号議案であります。平成23年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億2,500万円増額をいたしまして、補正後の予算総額140億5,880万2,000円とするも

のでございます。

主な内容を申し上げます。歳出であります。総務費南那須庁舎整備費といたしまして、烏山庁舎と同様緊急地震速報を受信できるよう整備をするとともに、館内非常用放送設備更新にかかる工事費を計上いたしました。

民生費は、災害弔慰金支給等に関する特例措置が講じられ、家屋の損傷が半壊以上の場合、災害援護資金の貸付が受けやすくなりましたので、3,500万円を計上いたしました。

労働費は、雇用対策事業の公募型提案型緊急雇用創出事業を追加で実施をするための予算措置であります。

商工費は、観光施設費にこぶしが丘温泉湯試験調査費、温泉の湯上げであります、及びJR大金駅前に仮設トイレを設置するための費用を計上いたしました。

消防費は、主に災害対策本部の運営にかかる経費であります。このうち、災害対策費は、危機管理マニュアル策定にかかる専門職の派遣費及び学校校庭の土壌調査費であります。

災害復旧事業は、主に家屋被害調査業務委託料と放射線測量測定器購入費に伴う追加計上であります。

教育費は、被災をした児童生徒18名がJR烏山線や自家用自動車通勤をいたしておりますことから、通勤の安全や保護者の負担軽減を図るため、遠距離通勤支援事業の予算措置を講じました。

社会教育費は、被災した両図書館の図書・資料及び郷土資料館に展示・保管されていた縄文土器など、資料180点の復元作業を行うための業務を、緊急雇用創出事業費補助金を活用して進めるための予算計上であります。

また、保健体育費は、南那須運動場に仮設住宅が建設されましたことから、ゲートボール場を緑地運動公園に整備をするための予算措置であります。

学校給食費は、大規模損壊した南那須学校給食センターの再建にあわせて、烏山小学校、中学校給食共同調理場を集約した新たな学校給食センターの整備に向けた設計業務委託料であります。

災害復旧費のうち、土木施設災害復旧費は、新たに住宅団地内被災道路復旧工事に対する助成金制度の創設に伴う予算措置であります。厚生労働施設災害復旧費は、にこにこ保育園及び七合保育園の復旧工事費であり、市有施設災害復旧費は、志鳥公民館ほか2カ所の敷地復旧工事費を計上いたしました。

このほか、嘱託職員等の条例改正に伴う交通教育指導員等の任用根拠を変更したために、総務費、民生費、商工費、教育費において予算の組みかえ措置を講じております。

歳入の主な内容であります。緊急雇用創出事業費県補助金及び諸収入等であります。栃木

県災害援護資金貸付金は市債として計上いたしております。寄付金のうち教育費寄付金は、市民カフェ代表萩原宣子様からであります。また、ふるさと応援寄付金は、又木茂美様、高野開様からであり、それぞれの趣旨に沿って予算措置をいたしております。ご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げる次第であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第2号は、平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出に、それぞれ281万4,000円を増額して、補正後の予算総額1億404万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、東日本大震災により損傷を受けた上境地内配水管漏水修繕に係る所要額を計上したものであります。なお、財源は一般会計繰入金をもって措置いたしました。

議案第3号は、平成23年度那須烏山市水道事業会計予算の収益的支出を8万1,000円増額し、補正後の予算総額を5億1,733万7,000円とし、また、資本的支出を83万2,000円増額し、補正後の予算総額を4億5,046万8,000円とするものであります。

主な内容は、水道水の漏水等による水道料金の過年度還付金の発生に伴い、雑支出を8万1,000円増額するものであります。また、東日本大震災による漏水調査のため、昭和53年に購入した漏水探知器等の更新費用として固定資産購入費を83万2,000円増額するものであります。

以上、議案第1号から議案第3号まで一括しての提案理由の説明を申し上げます。慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 商工費の中に、こぶしが丘温泉の簡単に言えばもう1回復旧できるかどうかの調査費というふうに考えたらいいかどうか。その辺の復旧ができる見込みがあるかどうかを調べる費用というふうに考えたらいいかどうか。その辺、ちょっとご説明をいただければと思います。

次に、消防費の中で災害対策ということで、市長の説明では危機管理マニュアルを作成するというんですけども、これはどのような検討をされて、いつごろまでにこのマニュアルを作成するというような予定なのか。その辺の説明をお願いします。

その下の教育費であります。遠距離通学支援事業費というのが、これは先ほど烏山線等を利用して通学されている罹災者の支援ということでございますが、関係児童生徒は何名ぐらい

いるのか、説明をお願いしたいと思います。

さらに、給食センターが設計業務に入るということですが、これらの設計についてはいつごろまでを目途に委託をして、説明になるのか。今後の見通しについてお願いしたいと思います。

さらに、話が前後して申しわけありませんが、大金駅の観光物産センターについては、観光協会の総会で質問しましたところ、市としてのあれを残して修復をして使うのか、取り壊すのかの結論がまだ出ていないというようなお話だったんですけども、その後何らかの方針が出されたのかどうか。あるいはまだ出ていないとすれば、いつごろまでにその方針を出すのか、説明をいただければと思います。

公立学校の施設災害復旧事業費というのがありますが、今回、大震災で大変いろいろと被害を受けておりますが、それに対応して耐震補強工事をいろいろとやられているんですけども、烏山中学校のやはり耐震のリフォームの改築工事がやられています。そこで、業者間で非常に問題になっておりますのは、その工事にあわせて、空調設備がいわゆる一般競争入札がされて業者が選定されたのではなくて、現在、工事を行っている電気業者の方に随意契約でもって空調設備の工事が決定しているということで、工事についてそういうやり方でいいのかということで、烏山の業者の間で非常に問題になっております。これについて、そういう事実があるのかどうか。なぜそういうような入札の今までのルールを打ち破って随意契約で、しかも、特定業者に明け渡さなければならなかったのか。その辺の中身について説明を求めたいと思います。

最後に、水道事業につきまして、漏水調査のための探知器一式とその調査費ということでございますが、これについては前から水道の予算決算の中でも漏水問題が取り沙汰されておりますが、なかなか毎年毎年漏水がふえているというのが大きな問題となっております。これについては、これを購入をいつごろまでに済ませて、どのような漏水調査を今後推進していくのか。その事業内容についてご説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、何点か商工観光関係ありますので、順次説明を申し上げます。

まず、第1点目の観光施設の運営費66万円の補正につきましては、これはこぶしが丘の湯じゃなくて、ここは実は今、ご指摘のように観光物産センターが災害で大きな被害を受けたということで、現在、一般来客者のトイレ等が使用不能になっております。そういうことで、今回、仮設トイレを設置する費用でございます。これらにつきましては、従来利用していた方の利便性を図るために物産センターの後ろの駐車場がありますね。そのところにとりあえず仮

設トイレを設置したいということでの補正でございます。

もう1点、こぶしが丘の湯関係では、15ページに観光施設災害復旧事業費ということで27万3,000円ほどとなっておりますが、これを今回、災害により電気がストップしているということで、今回、その源泉を現在の温泉の原水の状況を調査したいということで、この27万3,000円を予算要求しております。いわゆる源泉が今回の震災でどうなっているかということで、それらの調査費用として今回要求しております。

あと、物産センターの今後の方針でございますが、これらにつきましては、4月の臨時議会のときに予算を議決していただきましたが、この中に観光施設、自然休養村関係ですね、観光物産センター、いかんべ記念館を含めたその今現在、耐震診断等の調査をしております。その調査が6月30日で一応契約を結んでおりまして、その結果で今後調査の結果を踏まえまして、今後例えば公有財産管理運営委員会とか、そういった関係者等の意見を聞きながら、最終的に今後の方針を打ち出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 消防費関係で危機管理マニュアルの関係についてご質問がありましたので、それについてお答えしますが、一応庁内のプロジェクトを立ち上げまして、月1回から2回検討を進めまして、先ほど市長のお話にもありましたように、今回の罹災台帳の管理システムで大変お世話になりました京都大学の畑山先生のアドバイス等をいただきながら、月1、2回程度検討を進めて、今年度中に新たな危機管理マニュアルをつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） それでは、私のほうから遠距離通学児童数のことについてお答え申し上げたいと思います。現在、18名の児童生徒がおりまして、仮設住宅にお住まいになっている方が6名、親族の家にお住まいになっている方が9名、アパート、社宅の方が2名、現在該当しておりまして、自家用車による遠距離通学が13名、それから定期券による通学が5名ということで、この18名について、現在、遠距離通学ということで補正予算を計上するものでございます。

それから、第2点目の給食センターの業務委託に関するスケジュールの件でございますが、こちらは今回の補正が可決されれば、7月に入札の準備をいたしまして、設計のプレゼンテーション、それから契約、発注を7月中に行いまして、11月いっぱいをめどに設計業務を完了したいということで考えてございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） 随意契約のお話でございます。現在、烏山中学校の耐震、工事実施中ではありますが、これが今年度の12月まで工期ということでございます。そこに空調設備の工事を追加で入れましたけれども、理由としては1点目は現在、入っている業者とその空調設備を請け負うべき業者、この進行管理ですね。それと、材料調達、あと1点は安価に契約ができるという理由でございます。中身は機械設備と電気設備の2つでございます。そういった理由からいろいろ議論はございましょうが、随意契約で契約をしたという経過でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 漏水探知器の件でございます。震災による配水管等漏水につきましては、応急復旧工事は完了いたしました。今後とも引き続き配水本管、給水管等からの漏水は発生するものと考えております。現在、所有いたします漏水探知器は先ほどの市長説明のとおり、昭和53年に旧南那須町が購入したもので、現在まで33年が経過しており、機械の性能も現在の機械と比較すると劣っている状況でございます。

今般、新たに漏水探知器を購入いたしまして、的確に漏水箇所を特定することで、漏水工事費の削減を図り、また、今年度実施いたします漏水調査の及ばない宅内給水管等の漏水を早期発見し、水道水の有収率を向上させたい考えでございます。

なお、議員ご指摘の本年度の漏水調査、烏山地区を対象に本年度総延長で85キロを漏水調査する計画でございます。実施時期につきましては、6月10日に開催されます指名選考委員会を経て、速やかに実施してまいりたい考えでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体説明で理解したんですが、まだ、何点かわからないものもあるんですけども、いずれにしても、観光物産センターと自然休養村関係、そして、いかんべ記念館、これらの耐震診断をしながら、今後とも引き続いてそれを修理しながらやっていくのか。それとも、あきらめるのか。その結論を今後出していくという考え方なのか。

それとも、どんなにお金がかかっても、これらを全部復旧して、何が何でも全部もう1回再稼働させるというような方針なのか。その辺の考え方について、ご説明をもう一度お願いしたいと思います。

それと、烏山中学校の耐震工事にあわせて、空調関係の機械と電気設備の工事を随意契約で発注されたということでございますが、この工事金額は幾らなのか。先ほど説明の中になかったので、もう一度確認しておきたいと思います。本来、宇都宮市でさえも、80万円を超

える公共事業については指名競争入札がルールと聞いております。それなのに、現在、1つの建物を工事中だからといって、果たしてそのやっている業者に随意契約でそういう空調設備をやるのが、本当に合理的で適正なのかどうか。これは那須烏山市の公共入札事業にとって汚点を残す極めて重大な問題ではないのかなど。

我々議会のほうでも、そういう今までのルールを踏みにじって、現在工事している業者だから進行管理検査がしやすいからとか、材料調達がしやすいからとか言いますが、果たしてその随意契約は安上がりになるということは考えにくいという点もあるんですよね。競争がないですから。果たしてそれが安いのか高いのかというのはわからないでしょう、随意契約では。

そういう意味で、安いからという理由には当たらないということで、もう一つは別な業者がもし、この空調設備の工事を受けたとしても、いわゆる図面、設計図はちゃんと市のほうにあるわけですから、今、工事をやっている業者じゃないと、空調設備のそういうような電気系統がどうなっているかわからないなんていうことは絶対あり得ないと思うんですよね。そういう意味で、これは今までの公共入札の事業を進めてきた公共性、透明性、こういう点から極めて重大な問題だなと。

しかも、そういう関連の業者から我々が質問されても、なぜそうなのかということは今、教育次長が答弁されましたけれども、こんな理由を言ったって到底納得していただけるものではないと思うんですが、こういう入札関係は副市長が担当ではないのかなと思うんですけれども、入札されなかったわけですから、随意契約ですからね、そういう意味では非常に将来に問題を残す結果になってしまったなというふうに思うんですけれども、果たしてこういうことで透明性、公平性が保たれるのかどうか。それについてどういう段階でこれは決まったのか。当然教育委員会部局だけでなく、市の執行部全体でもこれは了解されてやられたのかどうか。公共事業の透明性、公平性、そういう観点からして極めて重大な問題だというふうに思うんですが、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 前段の部分の公共施設の復旧の是非について、政策的なことがございますので私からお答えをいたします。

このこぶしが丘温泉を初めとする公共施設、大変甚大な被害を受けたことはご報告のとおりであるんですけれども、その復旧問題でございますが、これらはすべてを復旧するというような考え方にはならないのかなと私は思います。今、そういうところで各担当課、主管課がございますから、それらを中心といたしまして内部のチームを編成させまして、そこで議論を戦わせたいと思っています。

また、地域の住民の皆さん、そして、市民の皆さんの声を聞くことも必要だろうと思ってい

ます。そのような中で、復旧の是非について大方方向が見えたところで議会にもご報告、相談をいたしまして、復旧の是非の方針を固めていきたい。このようなスケジュールで私は考えていきたいと思っています。

○議長（滝田志孝） 岡教育次長。

○教育次長（岡 清隆） それでは、金額から申し上げます。機械設備が4,593万3,300円、電気設備1,449万円、これが請負金額になります。なお、先ほどから指摘があります随意契約の是非の話でございますが、実はこれ、資料を今いただきまして、通常発注の場合と随意契約の場合の試算をしております。その結果、その差額が約980万円ぐらい安価になるという試算が出ております。これはどんな方法で試算したかは私は存じ上げておりませんが、結局そういう試算のもとに工事金額が安価になる。それから、工程管理が順調にいくといった理由で随意契約に至ったということで聞き及んでおります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 随意契約でありますので、指名選考委員会に諮るわけではありませんが、決裁は回ってくるわけでありまして。今、岡次長が話しましたように、いわゆる地方自治法に基づき有利なものについては随意契約が許されているわけでありまして。したがって、今回、今900万円ほど安価になる根拠もあろうかと思いますが、今の工事を請け負っている業者の請負率で今回の空調設備を行うわけでありまして。

したがって、共通仮設費とか事務費とかそういうものは新しく違うところで設計して入札を行えば、そういう経費もかかるわけでありまして、すべて今の請負率でそういった随意契約で契約するというのが第1点と、そういうことで安価にあがるというのが条件でございます。

それから、第2点は、先ほど言ったように、工程管理、工事費、今現に別の業者が行っているわけですし、そこにまた別な業者が入るということになると、手戻りになったりそういうことがないように、その同じ業者がやったほうが工期内にその工事がスムーズに行く。そういうことを含めて随意契約に担当課から上がってまいりましたので、最終的には市長決裁でそれを随意契約で決定したということでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 工事中だからほかの業者が入ったのでは工事できないからなんていうのは理由にならないと思うんですよ。それと、だったら初めからリフォーム工事の中に、空調の機械設備、電気設備を一緒にやって入札すべきだったのではないですか。だって、これ、両方であれですよ、6,000万円でしょう、この工事全体で。6,000万円を超えていますよ。

その中で980万円安いから随意契約にしたと。6,000万円の工事で980万円安いからって、それもこれは入札よりも随意契約のほうが安いなんていう理由にはならないでしょう。競争入札をやってみなくちゃわからないでしょう。実際には設計費用をどうのこうのと言うけれども、本体工事の工事をしているわけですから、その空調設備はその本体工事の設計書に基づいて設計すれば、そんなにばか高い設計費用なんか出ないと思いますよ。

だから、そういう意味で本当に機械設備、そして電気工事設備が6,000万円の工事が入札もされないで随意契約した。このほうが安い、しかも工事の進行管理上有利なんだというのは、これは本当に東電の説明と同じように、極めてインチキですね、私から言わせれば。

そういう意味で、そんなことで本当に公共工事の公共性、透明性が図れますかということをお私言っているんだけど、それに対する明確な答弁はないですね、これ、はっきり言って。そういう意味で非常に、これは那須烏山市の公共工事としては不的確だと私は思います。そういう意味では、この問題については納得できないので、今後とも十分研究しながら内容について本当に安いのか適正なのか、そこら辺も含めて調査研究を進めて追及していきたいと思ます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 烏山中学校の耐震工事と空調工事のいきさつをお話し申し上げたいと思ます。耐震工事は年次計画の中で文部科学省の許可、そういった協議を経て2カ年継続で実施しているわけでございます。その後、補正予算の中で議員の皆様にお示ししたときには、昨年の猛暑の影響もありますし、また、国の緊急経済対策、そういうことがありますので、途中で突っ込んだ工事であります。

したがって、時期が違いますので、平塚議員がおっしゃったような耐震工事と空調設備を一緒にやったらよかったということは、その当時はそういうことを想定していなかったのですが、そういった緊急雇用経済対策も含めて2段階になったということで、1つご理解賜りたいと思ます。

それと、今、耐震工事と空調電気工事を別な業者が入っているわけです。その工事期間があるわけでありまして。したがって、空調設備もこの夏までに終わらせて、2学期からはそういう工事をやりたいということでありましたので、そういった工事がスムーズに行くことと、ちょっと入札の請負率は何%かわかりませんが、それですべてを計算しますので、そういうことで計算した場合には安価になるということで随意契約に踏み切ったということでありまして、ぜひご理解賜りたいと思ます。

○議長（滝田志孝） ほかに質問はありませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 提案理由の中で市長からも説明がありましたが、再度お伺いしたい点もありまして、7、8点質問申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。10ページの20款5項3目の雑入ですね。額はわずか87万6,000円ですが、これはどのような根拠のもとの歳入なのか。ちょっと内容的に知りたいと思ひましてお伺いをするわけです。

次のページにまいりまして11ページの中段です。3款1項3目の高齢者福祉費、この説明欄を見ますと、在宅高齢者支援事業として当初は2,139万4,000円とってありました。今回108万円になるわけなんです、これは当初予算の中では旧向田小学校の改築、それに温泉入浴券の交付、この事業が主だと説明を受けております。

今回はこの温泉入浴券の部分が入っているのかわかりませんが、市長もご承知のとおり、温泉入浴券は70歳以上の者に限って、やまびこの湯とこぶしの湯、これは1回200円で年間何回入っても結構ですよ。そのような方法で高齢者の福祉にあたっていただけなんです。ところが、両方の温泉が今使えません。

そういう中で、これから市長としてこの高齢者の温泉券の件ですね、どのような考えを持っているのかお伺いをしたいと思うんです。ちなみに、那須烏山市の近隣、接する6市町について電話でお聞きしました。参考のために申し上げますと、さくら市のほうは65歳から70歳までは月3回無料、70歳以上は5回までが無料というような方法をとっております。市貝町は70歳以上に限って1カ月5回分の温泉券が配布されているそうです。芳賀町は70歳以上で希望者のみ配布していて、これは500円のところ200円で入れる。そういうようなことであります。

そのほか高根沢町とか那珂川町にはこういう温泉がありますが、こういった温泉券を配布しているというようなことはないようであります。もちろん茂木もこういうような温泉はもともとありませんので、現在もそのような福祉政策はとっていないようであります。

このような近隣市町村の状況からして、いかにすべきなのか。市内にも私設の温泉が今3つありますので、そこに限って利用させるとか、または、近隣の那珂川町の温泉、高根沢町の温泉、そういった温泉に限って、そういった町のほうと協定をして温泉入浴券を発行するとか、さまざまな方法がありますが、この際、私の考えとしては、一時中断したほうがいいのかなどそのようにも思っておりますが、これは市長としての政治判断にもかかわる問題ですから、お伺いをしたいと思います。

それと12ページの3款4項2目であります。災害援護資金貸付金で、これは新たに3,500万円ほど今回補正に入れました。これでおよそ希望者というのは何人ぐらいを見込んで

いるのか。何人を見込んで3,500万円としたのか。この根拠についてお伺いしたいと思います。

同じページの5款1項1目の労働諸費の中の右側の欄を見ますと、雇用対策事業として1,024万6,000円を計上してあります。これは当初でも1億612万5,000円ほどの多額の予算を組んでおります。これらも含めて今までとった予算の実績、どのように具体的に支出が見込まれているのか。さらに今回の1,000万円についてはどのように支出する予定なのか、これをお伺いしたいと思います。

14ページを開いていただきたいと思います。ここに10款5項4目です。教育費の図書館費ですが、これを見ますと賃金として265万円を計上してあります。これはこれから図書館で新たに臨時職員を採用しようとしているのでしょうか。なぜ、これから必要とするのか。私たち、この図書館はしばしば行っておりますが、さほど来館者がいっぱいであるのに合わないというようなことは感じていません。このことについてお伺いをします。

その次に、郷土資料館費として880万円、これは委託料であります。これは何をどのような方法で委託をし、整理しようとしているのか、これについてお伺いをいたします。

15ページの災害復旧費、11款3項1目の民生施設の災害復旧ですが、これは4月の臨時議会でも、ここにこ保育園と七合保育園分として66万4,000円を計上してあります。今回、923万2,000円を計上いたしました。これは具体的にどのように支出をするのか。お伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 歳入10ページの雑入関係でございます。その中で町村会保険金40万1,000円、これが総務課の扱うものでございまして、先ほどの報告第2号、第3号のほうでご報告いたしました自転車の事故、公用車の事故、これらの保険金が25万9,000円、それから、集中管理車の物損、自損ですね、この関係の保険が14万円ほどございまして、あわせて40万1,000円というような中身でございます。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、10ページの雑入の3件について、ご説明をさせていただきます。

まず、全国市有物件災害共済会緊急支援金でございますけれども、こちらにつきましては、全国市長会のほうから、被災を受けました各県の市長会のほうに緊急支援金として配分をされたものでございます。栃木県につきましては、総額300万円が配分されましたけれども、被災を受けました8市で均等に割って配分を受けたものでございます。市有施設の災害復旧費としてご活用いただきたいということでございます。

それから、全国市議会議長会の支援金5万円、関東市議会議長会の支援金5万円、こちらにつきましては、それぞれの団体の慶弔規定に基づきます見舞金ということで配分を受けております。特に用途の特定はございません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） それでは、11ページの高齢者福祉費の補正、今回の補正につきましては、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント用のシステムリース料の計上でございます。この関係の質問でございました温泉入浴券につきましては、旧南那須町がこぶしの湯温泉の利用向上と高齢者の健康増進を目的といたしまして、温泉入浴券を発行していました。

合併後、烏山町にありましたやまびこの湯も同じ形で入浴できる、70歳以上は1回入浴200円ということで入浴できておりましたが、やまびこの湯は前に閉館になりまして、こぶしの湯がことしの震災で利用できなくなったという状況で、今後どうするかは、現在、まだ検討中でございます。今、中山議員が近隣の調査をしていただいた内容も十分参考にさせていただきたいと考えております。

それから、12ページの災害援護資金貸付金につきましては、350万円の限度額を10名程度利用するのではないかと想定で3,500万円を計上させていただいております。

さらに、健康福祉課関係では、15ページの民生施設災害復旧費につきましては、19節の負担金補助及び交付金の関係でございますが、戦没者追悼施設に被害がございまして、そこが危険な部分もございまして、その復旧のために遺族会のほうに補助金を交付いたしまして、遺族会のほうで復旧事業を行うというような考え方の補助金92万4,000円ほど計上しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） それでは、12ページの雇用対策事業費1,024万6,000円の事業内容でございますが、これらにつきましては、歳入が関係するんですが、今回、当初見込みました歳入より、今回県のほうから補助金が確定しました。それで、歳入で当初より2,207万2,000円増額の緊急雇用対策費として、県のほうから補助が来るということで確定したのに対しての、今回歳出で緊急雇用対策創出事業のうち、これは公募型提案緊急雇用創出事業について、今回、補正をしております。人数は5人程度予定しております。

現在までは今年度は全部で8団体で、そのうち2団体につきましては、平成22年度から継続で実施しておりまして、総数の人数は実質7名を雇用しております。また、今年度新たに

6団体を採用しまして、その6団体につきましては23名を予定しております。プラス今回の第4回目の公募をするということでございます。

先ほど歳入で2,200万円入りまして、私どものほうで1,024万6,000円ということで、あと1,000万円弱につきましては、緊急雇用対策としてこれから生涯学習課のほうから説明があろうかと思えます。これらの関係に残りの分が回っております。そういうことで、今回は第4回の公募型の補正でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） それでは14ページにつきましてご説明申し上げます。社会教育関係で図書館費でございます。こちらにつきましては、やはり今回の東日本大震災で特に烏山図書館と資料等もかなり揺さぶられたというようなことで、両館ともさらなる資料の整理をさせるために緊急雇用創出事業を活用いたしまして、できれば今回、ご可決いただければ7月から採用する方向で予定をしております。

次に、その下の郷土資料館費でございます。やはりこちらにつきましても、今回の東日本大震災で市内の各遺跡等から出土いたしまして復元作業を終えました土器等がかなり破損いたしました。これらの接合、復元あるいは写真撮影等というようなことで、今回の緊急雇用創出事業を利用いたしまして整理を行うものでございまして、今、縄文土器等を約180点を予定しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、15ページの民生施設災害復旧費でございますが、私どもで所管しているのは13節の委託料、15節の工事請負費になります。内容につきましては、七合保育園、にこにこ保育園の本体部分、内装、それから外装、外壁、こういったクラック関係がありまして、これの復旧工事になります。なお、ご質問のありました4月のときに66万円予算計上させていただきました同施設につきましては、にこにこ保育園につきましては大型遊具の修繕関係、それから、汚水ます配管修繕、七合保育園につきましては浄化槽のポンプ修繕ということで、緊急を要しますので66万円ほど予算計上させていただいております経緯があります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 高齢者福祉費の中での温泉入浴券の今後の考え方についてお答えをいたしたいと思えます。先ほど健康福祉課長が中断の経緯等についてはお答えをいたしましたけ

れども、この事業は大変人気が高くて、もちろん福祉バスが通っておりまして無料で温泉まで行けるといところが大変魅力だったようではありますが、そのようなことから、継続を模索すべく温泉事業者とその継続性について担当課に打診をさせたことは事実であります。

しかしながら、今、打診をいたしました、今後そういった福祉バス運営等の問題もございまして、今、中山議員ご指摘のように中断をしているという状況でございますので、先ほど平塚議員にお答えをいたしましたように、こぶしが丘温泉の復旧の是非については今後検討するというにいたしておりますので、当分中断という形で進めていくのが適策なのかなと私は感じておりますので、いずれにいたしましても、先ほどお調べいただいた近隣町のこともございますので、そういった他市町村、あるいは那須烏山市の高齢者福祉の今後のあり方等も総合的に勘案をいたしまして、この温泉入浴券については再検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 今、福祉バスが前とは違った運行回数でやっておりますが、このデマンドバスの運行とも関係するのではないかと思います、この辺のところをこれから福祉バスの運行とどう整合性を持たせていくのか、利便性を持たせていくのか。これについて1点お伺いします。

図書館と郷土資料館の件について再度お伺いします。図書館についてはこれからまだ整理があるということなのですが、265万円で何名採用する考えなのでしょうか。それと、この郷土資料館ですね、この委託料で880万円なのですが、これはどんな方法でだれにやらせるのか、素人がやるのか、どうするのか。もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

それと、あと3点ほどお伺いしたいんですが、今回の補正で災害復旧に関します予算は3回目になるかと思えます。これは平成22年度の最後の予算が1回ありましたね。専決処分でありましたね。それに4月の26日で補正予算がありました。今回で3回目になったわけなのですが、これで市有施設にかかわる災害復旧費というのは、すべて予算計上されたことになるのかどうか。この件についてお伺いします。

それと、こぶし温泉の件です。先ほどの市長答弁によりますと、まだ、もう1回試験をしてみ、その結果復旧するのか解体するのか検討するということですが、復旧するとなりましたら、非常にこれから多額の費用もかかると思えます。さらに、キャンプ場とかこぶしの里の遊歩道とか、さらに小倉から小白井までの遊歩道、これからの観光施設の有効利用ということも考えなければならないと思えますが、これらも含めた上で、このこぶし温泉をいかにすべきか検討するべきではないかと思っているわけであります。

それともう1点、給食センターです。今回の予算を見ても、新築すると決定をするわけでは

が、ならば、現在の施設、これは速やかに解体撤去すべきと考えています。これはやはり新築と解体についても並行して利用を進めるべきではないかと思いますが、この辺について具体的に何か現時点で計画があればご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長（滝田志孝） 休憩前に続き再開いたします。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） 3項目にわたりましてご質問いただきましたので、順にお答えをしたいと思います。まず、公共交通再編の整備計画と福祉バスの関連でございますが、これはすべて公共交通再編計画に包含をされると、このようにご理解をいただきたいと思っています。成案は既に年度内にできまして、議会にもお示しをしたとおりでございますが、この震災でやはり、公共交通は全面的に見直す必要はないと私は思っていますが、今の成案を検証して、やはり再検討する部分もあると思います。

そういう中で、その福祉バスも公共交通再編の一環としてこの整備計画を進めておりますことから、デマンド交通、特にデマンドタクシーで、ことしの下半期から導入をしたいという提案がございました。でき得れば、そのようなスタートを切りたいと思っておりますが、この震災の影響あるいはこの道路の財源等も勘案をしながら見直すところもあると思いますので、ひとつ関連はもう大いに公共交通の中の1つであるというふうにご理解いただきたいと思っています。

こぶし温泉ほか周辺の各施設についてお尋ねがございましたが、今回の当初予算でまず何と言っても温泉でございますから、源泉が活着しているのか死んでいるのかでえらい違いがございますから、まずこれを調査するという指示をしたところであります。

それをもとに今度復旧の是非ですね、これをやはり慎重に検討しなければならないと思っています。また、運営方法は今までの指定管理者、いわゆる直営方式あるいは民間活力、いろいろな手法があると思っていますので、復旧するにいたしましても、この行政の財源を極力使わないような方式でないと、なかなか難しいのかなと考えております。

したがって、担当課を中心といたしました市内のプロジェクトチームの中で、早急にその方針を市民の意見も聞きながら固めさせて、その中でこの議会にも随時ご報告、相談をしながら、最終的な方針を固めていきたいなと考えています。

給食センターについても関連がありますので、私からお答えをいたしますが、すぐに解体をすべきということよりは、新築と並行して、それは議員ご指摘のとおり、そのような形で進めていきたいと思っています。

今、給食センター、借地でございます。したがって、円満にやはりお返しをしなければなりません。それについてまたさらに起債等も活用していると思いますので、そういった県との事務処理も残っているのかなど。また、被災をした給食器具を初めまだまだ使えるものは大分あると思っていますので、そういった峻別作業もあります。また、調理器具等は民間等にも安く売却はできると思うので、少しでもその財源に寄与していきたいと思っております。

そういったあと処理の事務処理を完全に背負える方向が見えた段階で、この解体の予算等も計上させていただきたいと考えておりますので、ひとつ並行して解体作業も考えているということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） それでは、図書館関係でございますが、烏山図書館、南那須図書館ともに1名ずつを採用する予定でございます。

次に、資料館関係でございます。一応委託業者につきましては専門業者を予定しておりますが、そのうち、この事業に従事する従業員といいますか労働者につきましては、おおむね8名を予定しておりますが、そのうち5名以上を失業者でということで、この委託事業者からハローワーク等を通して雇うということで予定しております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今後も災害復旧の補正があるのかという全体的な話ですので、私のほうから。

今、全体的な話の中は、市長がお答えした例えば温泉であるとか、ほかの給食センター、そういうものが方向性が出れば、今後、そういった災害復旧費でもしくはそういうことの事業になるかと思いますが、そういうことで補正が出てくるということで、また新規事業の扱いをするのか、ちょっとその辺は変わってくるかと思いますが、いずれにいたしましても、給食センターを災害復旧でとるのか、新規事業ととるのかは別としまして、災害でやられたことは別でありますので、そういった関連からするとそういった復旧費になるのではないかと。そういうことで決定次第、そういったものをまた予算で計上させていただきたいと思っております。

また、気がついていない部分もこまごまあるかもしれません。そういったものについては9月定例会なり、適切な臨時会があった場合には補正予算を計上させていただきたいと思いま

すので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 一応了解はいたしました。こぶし温泉にしても、学校給食センターについても借地が相当あります。こぶし温泉でもおよそ100万円ぐらい払っています。学校給食センターも66万円ほど払っております。そのような状況ですから、できる限り、できれば本年いっぱい解体し、お返しすることができれば、もう来年からはそういった借地料は払わないで済むこととなりますので、そのようなことも検討しながら進めていただきたいと、そう希望して質問は終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今のご意見はまさに建設的なご意見というふうに踏まえまして、そのような借地あるいは民間私有地を借りているという場合は、慎重に検討しながらことを進めていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 先輩方がいろいろなことで質問しましたので、私は1点だけお伺いします。今回の震災におかれまして、危機管理マニュアルを新たに作成するということが、ちょっと私は勉強不足で申しわけないんですが、今回の震災で南那須地区の防災無線、これは全然機能しなかったと思うんですね。これは停電だからなのかは私もわかりませんが、こういう防災だからこそ、こういうものが役立つのかなというところで私もちょっと疑問に思っています。今後はどのようにするのか。

あと、今、子供たちも小学校見守りで携帯電話で帰る時間を知らせてくるわけですが、その当日、3月11日は子供たちも停電で携帯も通じないということもありましたが、子供たちが学校にいるいないは親はわかりません。何の連絡もない。そして夕方6時、7時になっても子供が帰ってこない。かなり遅い時間、お母さんが勤めている人は学校に行くか行かないかもわからない、連絡もなかったという報告を受けています。実際うちの孫も何の連絡もありませんでした。

学校は安全だからということで私は安心していましたが、そういう連絡網についても今後、停電とかそういうものが想定されますので、やはり足で連絡をすとか、いろいろな意味でそういう報告というか、連絡網をきちんとしてもらいたいと思いますので、その点を2点ほどお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回の災害については、電力の確保ができなかったこと、通信が確保できなかったこと、大きな反省点と考えておりまして、電源の確保につきましては、専

決の段階である程度の発電機を用意させていただきました。今後、危機管理マニュアルの中でも通信のあり方、例えば衛星電話でありますとか、防災無線、これは許可制でもありますので、いかにこれらを確保できるか。これらが課題だろうと思っていますので、今後早急にその辺のことをして、まず情報収集と発信ができないと指令とか指示ができませんので、その点を深く反省しつつ、最優先的にその点は取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） ただいま佐藤議員から大震災の折の子供の下校についてのご質問でございますが、まことにそのとおりでございました。あの時刻はまだ学校にいた時刻でございます。したがって、まずは、学校の校長先生を初め職員は子供の安全を第一にされたようでございます。1人1人の安全をまず確認する。そうしますと、あれは2時46分でございますから、あつと言う間に4時、5時、そして100人、200人あるいは多い学校ですと700人という子供たちがいるわけでございます。その中で、ご心配されたようにあらゆる近代機器が活用できませんでした。これはこれから市を挙げて子供の安心、安全を図るための手法を再検討させていただいて、この見守りシステムが有効に稼働するように私ども知恵を絞りたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 水道のほうで1点だけお伺いします。漏水探知器一式購入ということで83万2,000円ほど計上されております。さっきの説明だと、宅内調査も可能だとかという話がちょっと聞こえたんですけれども、それと、漏水調査で延長85キロにわたりまして本年度調査をする。これは外部委託ということでもありますけれども、この漏水調査と漏水探知器の使い分けはどのように、だれがどこでどういうふう調査をされるのか説明いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） お答え申し上げます。今回、水道課のほうで求めます漏水探知器は正確に申し上げますと、配水本管、いわゆる水道管が各家庭に送水している配水本管を調査するための漏水探知器及び給水管は本来個人の所有物でありますので、原則水道課は調査いたしません。本管から宅内に引き込まれる給水管でありましても、いわゆる市道下、国県道下におきましては、水道課のほうで所管いたしまして管理しているところでございます。

先ほど言いましたように、1台は漏水調査器ということで、給水装置にセッティングしますと漏水している場合には音が拾えるということで、漏水調査器を1台、あと先ほど申し上げましたように、ノイズカット漏水探知器ということで配水本管用に1台買い求めるものでござい

ます。

もう1点は、本年度烏山地区、いわゆる漏水率の高さから今後3年間に分けて漏水調査を実施いたします。本年度は先ほど申し上げましたように、八十何キロを烏山地区をやります。続きまして、来年が南那須地区、最後に簡水を調査いたします。したがって、この購入した機械は業務委託する漏水調査以外、水道課職員が漏水調査をするために使うものということで、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 器具は水道課の職員が直接調査するために使う器具だということではないんですね。85キロに及ぶ本管の調査のほうは別途業者に託すということですね。了解しました。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されています議案第1号から議案第3号までの補正予算第2号についてでございますけれども、今回はこの第1号から第3号までの議案で、総額約1億2,600万円ぐらい補正が組まれているわけでございます。私は大震災があった直後の全員協議会のときに、これだけの災害が起きて、平成23年度の予算を見直す必要はないのかというようなことを申し上げた記憶がございます。今回もちょっとその点についてご質問させていただきたいと思います。

どうなんでしょう。市は幸いにもと言いますか、国から激甚災害指定を受けましたよね。それで、大方の災害復旧に対する支援金、補助金というのは国や県のほうからいただけるものだと思いますけれども、それにしても、やはり今回のこの給食センターとか、市道とか、いろいろな範囲にわたって、それから、一般世帯も2,000戸以上が被災を受けている。

それに対して、市も復旧支援金として各10万円を差し上げるということであれば、数億円単位で市が負担しなくてはならない部分、幾ら国から県から補助金があっても、本市で負担をしなければならない金額、これは幾らになるのか私はわかりませんが、恐らく10億円以内か10億円以上ぐらいの部分になってくるのではないかなというふうに私は心配をしているところであります。

そういう中で改めてお聞きしますけれども、平成23年度この予算、本当に不要不急のものを除いて歳出をするようなことを考えているのか。もし、考えているのであれば、どのぐらいの金額を考えているのか。私はできれば、そういう予算を見直しをして、1億円になるのか、2億円になるのかわかりませんが、それを今後も第3号補正、第4号補正、第5号補正と続いていくんだと思います。そういう中に充当していったらどうかなというふうに思ってお

ります。

それから余談でございますけれども、先ほど学校の空調機についての質問が先輩議員からございました。これはある市は、ちょっと市の名前は忘れたんですが、やはり空調機を入れる予定だったんだけど、市の財政、それから今回の災害の部分を考えて、扇風機に切りかえたというようなところもあると聞いております。とにかく財政は厳しいわけですから、本当に財政の身の丈にあった、そしてまた復旧に効果的に使うようなそういう財政の運営をしていただきたいと私は思っているんですが、市長のお考えを伺いたいと思います。

〔「一般質問にでていない内容ではないですか」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 今、議会運営委員長からありましたように、答弁する側で気を使ってやっていただきたいと。質問するほうは何の問題もありませんから。そういうことで。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） 私にご指名でございますが、全員協議会でもご説明いたしましたように、当面の凍結予算を公表いたしておりますので、それら等の詳細については総合政策課長から説明をさせたいと思います。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、ただいまの凍結予算の関係でございますけれども、平成23年度当初予算で編成しました事業費のうち、市単独の一般財源で措置しております事業費約2億3,000万円につきまして、現在凍結中でございます。この後、災害復旧事業等に関しまして、また、これらの予算の編成の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいま上程中の一般会計補正予算についてお伺いたします。先ほど先輩議員のほうから12ページの3款民生費2目の災害援護資金貸付金の件で質問がありましたが、この3,500万円という金額に対してどのくらいの件数を見ているのか。その辺をお伺いたします。

あともう一つ、この歳入の件なんですが、市のほうでは市債を発行しておりますが、この自治会のほうの説明会の資料では原資負担は国が3分の2、県が3分の1となっておりますので、その辺の整合性をお伺いたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 12ページの災害援護資金貸付金につきましては、先ほど中山議員にお答えしましたとおり、350万円を限度額の10名ということでございまして、その歳入につきましては、国の2分の1と県が3分の1ということをお前に説明したかと思いま

すが、これはすべて県のほうからの借り入れという形で市債になっております。

5ページをごらんいただきますと、県からの借り入れにつきましては、利率が無利子になっておりまして、それで償還方法もいろいろな関係がございまして、貸した方から繰上償還された場合、毎年返すという形ではなくて繰上償還の部分は、その後、その繰り上げされた部分について償還しなければならないということで、このような償還方法の条件になっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 7番高德正治議員。

○7番（高德正治） ただいまの市債の件に関しましては了解をいたしました。この3,500万円、10件を見ているということで、那須烏山市は全壊あるいは半壊で100件以上の件数がありますので、この10件350万円では少ないような気がしますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 災害援護資金貸付金につきましては、所得制限がございまして、被災された方全員に貸し付けすることができないということになっております。ですので、350万円の10件で足りない場合は今後補正で対応させていただきたいと考えておりますが、現在のところ、先ほど答弁しましたように問い合わせが4件という状況でございまして、現段階ではこの予算で足りるかなというふうに考えております。

○7番（高德正治） 了解いたしました。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第3号までの3議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回出されました議案第1号から第2号、第3号につきましては、平成23年度の一般会計、簡易水道特別会計、そして水道事業会計でございますが、これらに盛られております補正内容については何ら問題はないというふうに思いますが、先ほど私のほうで提起をいたしました現在工事中であります烏山中学校の耐震工事にあわせまして、烏山中

学校の空調設備工事が契約されたところでありますが、これが機械設備工事、電気設備工事合わせて6,000万円を超える公共工事にもかかわらず、適正な入札もされない。こういう経過についても議会には何ら説明もされないということで、こっちが質問して初めてこういう事態があったということがわかったというような非常にずさんな公共工事が契約されております。これは材料調達が有利だからとか、進行管理が便利だからとか、入札よりも安いとか、全く一般社会では理解のできない説明がされたところでありますが、これでは到底このような公共事業の関係者に私は説明できません。

そういうことから、今後の公共工事の公共性、透明性、適正化を図っていくためにも、こういうようなわけのわからない契約は私は認めないというふうに思いますので、この問題が明確な回答がなかったということ踏まえて、この補正予算には同意できないということで反対の理由とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第12 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいまの議案についてであります。私は説明資料の提出を求めて賛成としましたので、ぜひその辺の担当の取り扱いをここで議長のほうから取り計らってもらえないでしょうか。

○議長（滝田志孝） 休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時46分

○議長（滝田志孝） 再開をいたします。

次に、日程第13 議案第2号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第3号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（滝田志孝） 日程第15 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり1件です。この請願書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議はあす午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

[午後 2時50分散会]